

ちょっと教えて

皆さんから寄せられる質問に
お答えします。

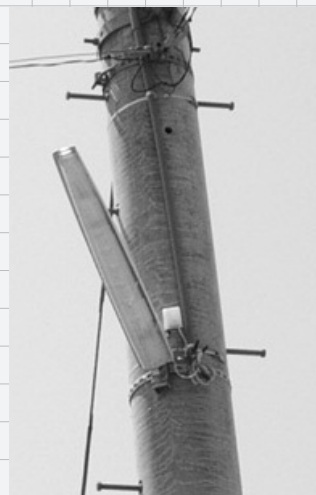


質問

防犯灯の設置を依頼するには？

回答

お住まいの町内会へ
要望してください。町
内会が必要と判断し、
申請すれば、市から設
置台数に応じた補助金
を支払い、設置となり
ます。詳しくは市民安
全課へ問い合わせてく
ださい。



※防犯灯とは町内会が
管理している街路灯の
ことです。

問▶ 市民安全課(☎<71>2219)

休日夜間急病診療のご案内

■急な病気のときは

- ①まず、かかりつけ医に問い合わせてください。
②かかりつけ医が不在のときは、休日夜間急病診療所(市
保健センター併設／横山町／☎<76>2022)へ
診療科目・診察日・受付時間▶下表のとおり

科目	診察日	受付時間
内科・ 小児科	(月)～(金)	午後 8 時～10 時
	(土)	午後 5 時～ 9 時
	(日)、(祝)、(休)、 年末年始(※)	午前 8 時30分～11時30分 午後 1 時～ 4 時30分 午後 5 時30分～ 9 時
歯科	(日)、(祝)、(休)、 年末年始(※)	午前 8 時30分～11時30分 午後 1 時～ 4 時30分

※年末年始は12月30日～翌年 1 月 3 日です。

持ち物▶健康保険証、医療受給者証、現金

- ③上記の救急医療機関が利用できないとき
救急医療情報センター(刈谷市／☎<36>1133)へ
内容▶症状に応じて診療可能な最寄りの医療機関を、24
時間365日体制で紹介
※小児の場合は、小児救急電話相談も利用してください。
受付時間▶(土)、(日)、(祝)、(休)の午後 7 時～11 時
電話番号▶短縮番号 # 8000(プッシュ回線契約電話・携
帯電話)、☎052<263>9909(短縮番号が使えない場合)

- ④①～③の医療機関などで診断や治療が困難なとき
第 2 次救急医療施設▶八千代病院(住吉町／☎<97>8111)、
FAX 受付▶FAX<98>6191／平日午前 8 時30分～午後 5 時
第 3 次救急医療施設▶安城更生病院(安城町／☎<75>211
1)、FAX 受付▶FAX<76>4335／24 時間可、返信希望の場合は
その旨を明記のこと

問▶ 市保健センター(☎<76>1133)

6 月の相談窓口

※相談は無料です。秘密は固く守られますので気軽に利用してください。
なお、いずれも正午～午後 1 時は休みます。

名 称	と き		と こ ろ	問い合わせ
市 民 相 談	毎週(月)～(金)	午前 8 時30分～午後 5 時	市役所相談室 (北庁舎 1 階)	市民課相談係 (☎〈71〉2222)
法 律 相 談	弁護士→第 1 ～ 4 (金)午後 1 時～ 5 時(定員各 8 人) 司法書士→ 6 ・ 20 日(月)午後 1 時～ 4 時(定員各 6 人) 要予約… 5 月20日(金)午前 9 時から(先着順) ※キャンセル・同じ内容の予約は翌月受け付け不可。			
交 通 事 故 相 談	1 日(火)・ 15 日(火)	午後 1 時～ 4 時30分 要予約… 5 月20日(金)午前 9 時から(先着各 7 人)		
行 政 相 談	7 ・ 21 日(火)	午前 9 時～午後 3 時		
人 権 相 談	14 ・ 28 日(火)			
相続登記測量相談	27 日(月)	午後 1 時～ 3 時		
女性悩みごと相談	8 ・ 22 日(火)	午前10時～午後 4 時		
年 金 相 談	2 日(火)	午前10時～午後 3 時		
外 国 人 相 談	毎週(月)	午前 9 時～正午		
税 務 相 談	1 日(火)	午後 1 時30分～ 4 時 ※予約優先。7 月 6 日(火)、 8 月 3 日(火)の予約可。		
消 費 生 活 相 談	毎週(火)・ (木)	午前 9 時～午後 3 時30分	商工課(☎〈71〉2235)	
弁護士による消費生活相談	28 日(火)	午後 1 時～ 3 時 要予約… 6 月 1 日(火)午前 9 時から(先着 4 人)		
労 働 相 談	9 日(木)	午後 1 時～ 4 時		
職 業 相 談 ・ 紹 介		午前 9 時～午後 5 時		市役所西会館
母 子 相 談	毎週(月)～(金)	午前 8 時30分～午後 5 時15分	市役所社会福祉課	社会福祉課 (☎〈71〉2223)
児 童 相 談				
内 職 相 談	毎週(金)	午前10時～午後 3 時	市役所西会館	
ひとり親家庭就業相談	8 日(火)	午後 2 時～ 4 時		
乳幼児子育て相談	毎週(月)～(土)	午前 9 時～午後 5 時	市子育て支援センター(☎〈72〉2317)	
	毎週(月)～(金)		二本木(☎〈77〉2774)・あけぼの(☎〈97〉2276)・さくら(☎〈99〉2100)・根崎(☎〈92〉0089)保育園内	
ボランティア相談	毎週(火)・ (木)・ (土)	午前10時～午後 3 時	社会福祉会館	社会福祉協議会総務課 (☎〈77〉2941)
心 配 ご と 相 談	毎週(火)	午後 1 時～ 4 時	総合福祉センター	社会福祉協議会地域福祉課(総合福祉センター内) (☎〈77〉7889)
	4 ・ 18 日(土)→総合・桜井・北部福祉センター 11 ・ 25 日(土)→安祥公民館、中部・西部・作野福祉センター 1 ・ 15 日(火)→南部公民館 ※時間はいずれも午後 1 時～ 4 時。電話相談も可。			
子どもの生活相談	11 ・ 25 日(土)	午後 1 時30分・ 3 時 要予約…前日までに	総合福祉センター	
福 祉 法 律 相 談	15 日(火)	午後 1 時～ 4 時 要予約…前日までに		
障 害 者 相 談	9 日(木)	午後 1 時～ 4 時 ※電話相談も可。		
心 の 電 話	毎週(月)～(金)	午前 9 時～午後 5 時	教育センター	教育センター (☎〈76〉9674)
教 育 相 談	毎週(月)～(金)	午前 9 時～午後 5 時 要予約…随時		
臨床心理士による ふれあい相談／就学相談	毎週(月)～(金)	午前10時～午後 5 時 要予約…随時		

安城市民憲章

わたくしたちは、
＊たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
＊きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
＊自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
＊教養を高め、若い力を育てましょう。
＊健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。